

聖籠町訓令第三号

聖籠町人事評価制度検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十一日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町人事評価制度検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令

聖籠町人事評価制度検討委員会設置要綱（平成二十三年聖籠町訓令第十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「、総務課長、税務財政課長、納税対策室長、町民課長、保健福祉課長、生活環境課長、産業観光課長、ふるさと整備課長、東港振興室長、上下水道課長、学校教育課長、社会教育課長、農業委員会事務局長、会計室長及び議会事務局長」を「、事務管理監及び所属長（国保診療所長を除く。）」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。